

平成24年小野町議会第1回定例会

議事日程（第1号）

平成24年3月6日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第8号）
〔上程、説明、質疑。以下日程第11まで同じ。〕
- 日程第 5 議案第 4号 平成23年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 5号 平成23年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 6号 平成23年度小野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第 7号 平成23年度小野町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 8号 平成23年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 9号 平成23年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第10号 平成23年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第11号 平成24年度小野町一般会計予算
〔上程、説明、質疑。以下日程第20まで同じ。〕
- 日程第13 議案第12号 平成24年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成24年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成24年度小野町除染対策事業特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成24年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 平成24年度小野町介護保険サービス事業特別会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成24年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 平成24年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成24年度小野町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第20号 小野町東日本大震災復興支援基金条例について
〔上程、説明、質疑。以下日程第24まで同じ。〕
- 日程第22 議案第21号 小野町介護保険財政安定化特例基金条例について
- 日程第23 議案第22号 小野町除染対策事業特別会計設置条例について
- 日程第24 議案第23号 小野町暴力団排除条例について
- 日程第25 議案第24号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑。以下日程第30まで同じ。〕
- 日程第26 議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第27 議案第26号 小野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第27号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第28号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第29号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第30号 職員に対する特別ほう賞に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑。以下日程第42まで同じ。〕
- 日程第32 議案第31号 小野町文化、体育振興基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第32号 小野町老人デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第34 議案第33号 小野町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第35 議案第34号 小野町消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第35号 小野町水防協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第36号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第38 議案第37号 小野町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第38号 小野町立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第39号 小野町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第40号 小野町ふるさと文化の館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第41号 小野町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議案第42号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決。〕
- 日程第44 議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決。〕
- 日程第45 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について
〔上程、説明、質疑。〕
- 日程第46 予算審査特別委員会の設置
- 日程第47 議案の委員会付託
- 日程第48 請願・陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番 会 田 明 生 君

2番 吉 田 康 市 君

3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	宇佐見留男君	8番	水野正廣君
9番	遠藤英信君	10番	佐強登君
11番	久野峻君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	宍戸良三君	副町長	大江賢一君
教育長	矢内今朝見君	総務課長	駒木根祐治君
企画商工課長	宗像利男君	税務課長	渡辺慶一君
町民生活課長	村上春吉君	健康福祉課長	藤井義仁君
農林振興課長 兼農業委員会 事務局長	石井一一君	地域整備課長	佐藤喜春君
会計管理者 兼出納室長	仲野谷博君	教育課長	先崎幸雄君
施設整備室長	吉田浩祥君	代表監査委員	先崎福夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	鈴木澄夫	書記	味原広一
書記	矢吹美加	書記	根本慶一
書記	新田徹	書記	照山真

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（村上昭正君） ただいまから平成24年小野町議会第1回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第118条の規定により、議長において、
3番 竹川里志 議員
4番 宗像芳男 議員
を指名します。

◎会期の決定

○議長（村上昭正君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
7番、宇佐見留男議員。

〔議会運営委員長 宇佐見留男君登壇〕

○議会運営委員長（宇佐見留男君） 3月2日開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。
本定例会の会期については、本日から3月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

以上をもって報告いたします。

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。この定例会の会期を議会運営委員長報告のとおり、本日から3月16日までの11日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの11日間と決定いたしました。

会期日程についてはお手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配布のとおりであります。

次に、監査委員から報告書が提出されております。お手元に配布のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願・陳情は5件であります。

◎議案第3号～議案第10号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第3号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第8号）から日程第11、議案第10号 平成23年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで8議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

鈴木事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第3号～議案第10号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 本日ここに、平成24年小野町議会第1回定例会が開催されるにあたりまして、平成24年度一般会計予算をはじめとする重要な諸案件を提案いたしました。以下、その概要を説明いたしますが、それに先立ち、町政に対する私の基本的な方針と施策の概要を申し述べ、議員の皆様と町民の皆様方のご指導、ご支援、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

平成23年3月11日14時46分、太平洋三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震に起因し、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらした東日本大震災は、歴史に残る未曾有の大災害となりました。

間もなく大震災発生から1年となりますが、この場をお借りし、犠牲者の皆様に深く哀悼の意を表するとともに、被災されました方々、今なお避難生活を強いられている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

小野町におきましては、幸いにも人的被害はありませんでしたが、建物につきましては、3月5日現在、住家の全壊が4戸、大規模半壊が11戸、半壊が31戸、一部損壊780戸に上る極めて大きな被害となり、原子力発電所事故に伴う放射能災害は、住民生活、町の産業に大きな打撃を与えました。

また、大震災を要因として、町税等にも大きな影響を受けておりまして、人口につきましても、同様に減少が止まらない状況の中、65歳以上の高齢者人口は大幅に増加し、本町の高齢者保健福祉計画の推測によりますと、平成26年には30パーセントを超えると推測されるなど、私たちがかつて経験したことのない「人口減少・超高齢社会」を迎えつつあります。

一方、地域の主体性を重視した行政の実現を主旨とする「地域主権」の確立が急速に進められておりまして、これからの自治体経営は、地域の実情に応じたきめの細かい施策を自ら立案・実行することが急務となっております。

このような厳しい情勢下ではありますが、平成24年度は、当町がこの大震災から力強く立ち直る「復興元年」と位置付け、小野町の豊かな自然環境を取り戻し、個性と活力に満ち溢れた町として、これからも議員の皆様と住民の皆様の力強いご理解、ご支援とご協力を賜りながら、我が小野町が「安心して住み続けられる町」「幸せを実感できる町」にすべく、英知を結集し取り組んで参る所存であります。

私は、町政を担当させていただきましたこの7年間、「公正・公平・誠実・信頼・実行」の信条のもと、行政課題を先送りしないで、一つずつ一つずつ着実に解決し、前へ進むことを考えて参りました。また、行政と町民の皆様の目線が近づくように、町民一体となった町政運営に努めて参ったところであります。

昨年実施いたしました「町政懇談会」におきましては、町内各地域の方々から、様々なご提言やご指導をいただき、町民の皆様と一緒に町づくりを推進するという信念を確たるものいたしました。これらの信条、信念は、「復興元年」にあたっては変わることなく、今後とも町民の皆様の「声」を大切にいたしまして、真摯に町政の運営にあたる所存であります。

次に、町の振興施策についてであります。平成21年度にスタートいたしました第四次小野町振興計画の基本目標である「すこやか」「はぐくみ」「げんき」「さわやか」「あんしん」を具現化するため、これまでもさまざまな事業を推進して参りました。

第1に「すこやか」におきましては、子ども医療費助成事業につきまして、医療費の助成対象を通院・入院とも中学3年生まで拡大し、保護者の経済的負担軽減を図りました。

放課後児童クラブ事業につきましては、小学生の放課後における安全な居場所づくりを確保し、児童の健全な育成を図ってきたところであります。

住民健診事業につきましては「住民総合健診」を積極的に受診勧奨したほか、個別に医療機関で受診できる「施設健診」を推進し、がん対策に係る検診も実施してまいりました。

第2に「はぐくみ」におきましては、学力向上対策事業につきまして、小中学校に対する専門的指導を行うため、指導主事を配置するほか、指導用教材、デジタル機器等を配備し、授業の支援をしてまいりました。

また、小野中学校改築整備事業につきましては、校舎、屋内運動場の改築工事が竣工いたし、安全・安心な教育環境を提供することができました。

給食センター管理運営事業につきましては、小野町給食センターが平成23年10月に開所し、懸案でありました町内全小中学校への給食の提供を行うことができるようになりました。

スポーツ施設管理運営事業につきましては、B&G小野海洋センタープールのリニューアルオープンを行ったほか、小野運動公園内にクロスカントリーコースを整備し、町民の体力向上策を図りました。

第3に「げんき」におきましては、原発事故による農業への影響といたしまして、酪農における牛乳の出荷停止や、葉たばこの休作など困難な情勢下にあつて、牛の導入事業や野菜の栽培指導会などの事業を実施して参りました。

農地の放射性セシウムにつきまして、町独自に調査を行うとともに、米につきましても、独自に全農家を対象とした放射性物質の測定を行い、その安全性を町内外にアピールするなど、町民の安全安心と風評被害の払しょくのため施策を展開して参りました。

企業誘致推進事業につきましても、原発事故により、従前にも増して厳しい状況下ではありますが、新たな企業誘致のため、福島県をはじめ関係機関と連携し、積極的に誘致を進めているところであります。

また、地域資源を生かした新たな商品の開発事業につきましては、一定の特産品を開発することができ、今後の販売に向けて展開中であります。

第4に「さわやか」におきましては、新エネルギー推進事業につきまして、住民及び町内の企業が地球温暖化問題に取り組み、太陽光エネルギーに代表される環境負荷の少ない新エネルギーの導入を促進いたしました。

浄化槽市町村整備推進事業につきましては、新規の事業として、今年度から良好な水環境の保全及び公衆衛生の向上を推進するため、市町村設置型の合併処理浄化槽の整備を行っております。

第5に「あんしん」におきましては、当町としては15年ぶりとなる県中地方総合防災訓練を昨年9月に実施し、東日本大震災発生時の教訓を生かしながら、大災害に緊急に対応するための防災体制の強化を図りました。

石綿セメント管更新事業につきましては、老朽化している「石綿セメント管の更新」を進め、漏水を防ぐとともに、良質な水道水の安定供給を進めているところであります。

右支夏井川河川改修事業につきましては、早期の改修に向けた要望を続けるとともに、平館橋より下流の付け替え道路の整備をはじめ、河川改修と一体となった地域づくりを行っております。

私は、大震災、原発事故を経験し、生まれたその地、或いは定住を決意したその土地に住まうことの重要さを強く実感いたしました。そのためには、行政が、住民に安堵する生活・住環境を整備・保全することが最も肝要であると確信しております。

このため、先ほど申し述べました小野町の将来像「きらめく人と自然 あったか小野町」実現のため、「第四次小野町振興計画」に基づき、様々な施策を実行し、まちづくりの基本目標である「すこやか」・「はぐくみ」・「げんき」・「さわやか」・「あんしん」の5つの戦略の完遂に向け、着実に推進して参る所存であります。

次に、地域主権改革について申し上げます。

平成23年5月2日及び8月30日公布されました、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指しています。このため、国が地方に優越する上下の関係から、対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、この国の在り方を大きく転換するとされています。

概要といたしましては、第1に都道府県の権限の市町村への移譲、第2に義務付け、枠付けの見直しと条例制定権の拡大があげられます。また、ひも付き補助金の一括交付金化や、地方税財源の充実確保による、基礎自治体の裁量権の拡大が特徴であります。

町といたしましては、この急激な制度改革に対しまして、的確に情報を収集しつつ各種対策を実施して参りたいと考えております。

次に、平成24年度の予算編成について申し上げます。

本年2月の月例経済報告（内閣府公表）によれば、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直している。」と記載をされております。

町財政の歳入につきましては、大震災、原発事故を要因とする景気の後退による町内の製造業、個人事業主を中心とした経営の影響により、また、固定資産税の評価基準の見直し、国民健康保険税の減免といった町税収入等に影響が出てくることが予想されるところであります。

一方、歳出につきましては、「人口減少・超高齢社会」の進行等に伴う医療福祉関係経費等の義務的経費の増加などにより、これまで以上に財政構造の硬直化が進む状況にあります。

こうした厳しい財政状況の中におきまして、町といたしましては、社会経済情勢の変化による様々な課題に的確に対応し、行財政運営を行うことが必要であり、歳入に見合った収支均衡型の財政構造を構築するため、徹底した歳出の見直しと歳入確保に努めていくものであります。

医療、福祉などの社会保障費を中心とした義務的経費に加え、新たな行政需要に即応するため、平成24年度予算編成にあたっては、特に、東日本大震災、原発災害からの復興を基本とし、中・長期的財政見通しに基づきながら、選択と集中による予算配分を行ったものであります。

以下、平成24年度の主要な施策につきまして、小野町振興計画実施計画に基づきご説明を申し上げます。

なお、平成24年度振興計画実施計画につきましては、東日本大震災に係る復興計画を包含し、小野町がいち早く、力強く復興を果たすべく諸施策を展開するものであります。

まず、「東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・復旧」であります。除染対策事業につきましては、町内を詳細にモニタリングをして、小野町の状況を正確に把握し、的確な放射性物質の除去を行います。

「東日本大震災復興特別区域法」を活用した事業につきましては、各種制度を最大限に活用し、積極的な復興事業を展開したいと考えております。

葉たばこ廃作地遊休防止推進事業につきましては、今後においても、葉たばこの廃作に伴う耕作放棄地の増加が懸念されるため、新たな土地利用型作物の作付けを推進し、農地の有効利用を図ります。

小野町観光キャンペーン事業につきましては、主に首都圏におきまして、小野町が安全安心な地域であることをアピールし、風評被害を払拭いたします。

学校給食検査体制整備事業及びゲルマニウム半導体検出器導入事業につきましては、食の安全の観点から、水・食品等の食材の検査を徹底し、町民の健康管理体制を確立をいたします。

次に、「すこやか」であります。～みんなが輝き、健やかでふれあうまちづくり～を主眼とするものであります。

子ども医療費助成事業につきましては、子どもの医療費助成を、対象年齢を18歳まで拡大し、小野町におきまして安心して子育てができる環境を確立いたします。

公立小野町地方総合病院支援事業につきましては、福島県の医療復興計画にも組み込まれた同病院を、構成自治体の中核として支援し、保健福祉の充実を図ります。

次に、「はぐくみ」であります。～人を育み、豊かさが息づくまちづくり～を主眼とするものであります。

スクールパワーアップアンドチャレンジプラン事業につきましては、英語と国語の基礎的な知識や技能を確実に身につけ、中学校卒業時まで一定の資格取得を奨励するため、英語検定、漢字検定に係る受検料の一部を助成するほか、音楽教育環境の向上に資するため、楽器の整備を順次推進いたします。

幼児教育環境整備事業につきましては、仮称こども園の整備に向け具体的調査を行い、ハード、ソフト両面から施設建設の計画に着手をいたします。

平成24年度につきましては、復興をテーマに、町民大運動会を実施し、町民が一堂に会した中で、スポーツを通じた世代間・地域間の交流を図ります。

次に、「げんき」であります。～活気にあふれ、にぎわいが増していくまちづくり～を主眼とするものであります。

「企業誘致推進事業」につきましては、復興の起爆剤として、何よりも町内における雇用の確保と経済活性化が肝要と考え、鶴庭工業用地を中心に、研究機関なども視野に入れながら、優良企業の立地に向け、全力を傾注し取り組んでまいります。

雇用確保事業につきましては、福島県の緊急雇用創出基金を活用し、求職者の雇用の場を確保するとともに、無料職業紹介所におきまして、職業の紹介、斡旋などを行ってまいります。

地上デジタル放送難視聴地域解消事業につきましては、国と連携をしながら、浮金地区の難視聴世帯に対する恒久対策としての中継局整備促進を図ります。

次に、「さわやか」であります。～安全・安心で幸せが実感できるまちづくり～を主眼とするものであります。

浄化槽市町村整備推進事業につきましては、本年度に引き続き、水質汚濁の防止、良好な水環境の保全を図るとともに、快適な生活環境と公衆衛生の向上を目指し、町が合併浄化槽の設置と管理を行う「浄化槽市町村

整備推進事業」を強力に推し進めます。

新エネルギー推進事業につきましては、原子力発電所への懸念から、電力不足への地域的取り組みといたしまして、太陽光発電への助成を行うほか、省エネルギーや新エネルギーの啓蒙を図るなど、これまでも増して力を入れて行きます。

造林補助事業につきましては、原発事故の影響により、森林の荒廃が一層進むと見込まれることから、林業団体や森林所有者への助成を行い、水源涵養、自然環境保全のための森林整備を促進いたします。

次に、「あんしん」ではありますが、～安全・安心で幸せが実感できるまちづくり～を主眼とするものであります。

防犯対策推進事業につきましては、環境に配慮したLED防犯灯を設置し、省エネルギー、低炭素社会実現の一助といたします。

右支夏井川河川整備事業につきましては、本年度に引き続き、平館橋下流域の付け替え道路の整備を行い、上流部の事業推進を図ります。

道路網の整備といたしましては、「町単独道路舗装事業」におきまして、未舗装道路の解消に向けた計画的な整備を行うほか、「百目木・堀切線整備事業」につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用し、改良工事、用地の測量、用地買収及び物件移転補償を推進して参ります。

以上、私の町政に対する基本的な考えと平成24年度予算編成における基本方針の一端を述べさせていただきました。

本町を取り巻く諸情勢は極めて厳しい状況にありますが、平成24年度は新たな飛躍を遂げるための試金石ととらえており、知恵を出し、汗を流して乗り越えなければならず、「町は、町民の幸せのために何をすべきか。」を最優先に考え、「町民の幸せ」に繋がる結果を出していかなければならないものと強く思うものであります。

そのためには、大震災や原発事故を克服し、安心感に立脚した郷土づくりを第一義に考え、町民の皆様方にとっての幸福感を向上させる町政執行を心がけます。

今後とも、町民の誰もが、本当に小野町に住んで良かったと実感できる町を実現するため、誠心誠意全力を尽くし臨む所存でありますので、議員各位のなお一層のご支援、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第3号から議案第10号までの、各会計補正予算8案件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案第3号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第8号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,011万6,000円を追加し、総額を58億2,149万4,000円とする補正であります。

補正の主な内容であります。歳入につきましては、特別交付税、震災復興特別交付税、情報通信技術活用事業費補助金、放射線量低減対策特別緊急事業費国庫補助金及び緊急防災・減災事業債の増が主なものであり、国・県支出金等について、事業費確定見込によりそれぞれ必要な調整をする内容であります。

歳出につきましては、自治体クラウド型基幹行政システム整備事業、国民健康保険財政安定化支援事業、東日本大震災復興支援基金事業、一部損壊住宅修繕費助成事業につきまして増額を行ったほか、総務費をはじめ

各費目におきまして、それぞれ事務事業の費用確定見込により、決算を踏まえた調整を行うほか、諸支出金におきましては、財政調整基金積立金として9,000万円を計上し、予備費におきまして収支調整を行ったものであります。

次に、議案第4号 平成23年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,738万4,000円を追加し、総額を12億8,257万3,000円とする補正であります。

内容につきまして、歳入におきましては、国庫支出金、療養給付費交付金、他会計繰入金を増額し、国民健康保険税、共同事業交付金については減額を行い、歳出では、保険給付費232万8,000円、共同事業拠出金346万6,000円、諸支出金1,483万5,000円を増額し、保健事業費308万円を減額するほか、予備費につきまして、現時点の事業費見込により収支調整するものであります。

議案第5号 平成23年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万7,000円を減額し、総額を9,745万5,000円とする補正であります。

補正の主な内容は、歳入につきまして、後期高齢者医療保険料の増額、繰入金、諸収入の減額を行い、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額、保健事業費の減額を行うものであります。

議案第6号 平成23年度小野町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,996万7,000円を減額し、総額を9億7,657万8,000円とする補正であります。

補正の主な内容は、歳入につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の減額を見込み、歳出では、総務費、諸支出金等を増額、保険給付費、地域支援事業費を減額し、予備費につきまして、現時点の事業費見込みにより収支調整するものであります。

次に、議案第7号 平成23年度小野町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、総額を393万2,000円とする補正であります。

補正の主な内容は、歳入につきまして、サービス収入の増額、歳出では、事業費の減額、諸支出金の増額を行うものであります。

次に、議案第8号 平成23年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,126万4,000円を減額し、総額を8,438万4,000円とする補正であります。

補正の主な内容は、歳入につきまして、分担金及び負担金から町債に至るまでの減額を行い、歳出では、総務費から施設整備費に至るまでの減額を行い、予備費につきまして、現時点の事業費見込みにより収支調整をするものであります。

次に、議案第9号 平成23年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万1,000円を追加し、総額を370万3,000円とする補正であります。

補正の主な内容は、歳入につきまして、財産収入から寄附金に至るまでの増額を行い、歳出では、基金造成

費に、繰入金と寄附金の合計分と同額を増額し、予備費につきまして収支の調整をするものであります。

次に、議案第10号 平成23年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収支につきましては、水道使用料の減、支出におきましては費用確定見込みによる減額を行い、当年度純利益293万4,806円が生じる見込みであります。

又、資本的収支については、収入におきまして、工事負担金における減額、支出では、建設改良費の減額を行うものであります。

以上、議案第3号から議案第10号までの各会計補正予算8案件につきましてご説明を申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

◎議案第3号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第3号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第3号について質疑を終わります。

◎議案第4号～議案第10号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第4号 平成23年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第10号 平成23年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで7議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第10号までの7議案について質疑を終わります。

◎議案第11号～議案第19号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第12、議案第11号 平成24年度小野町一般会計予算から日程第20、議案第19号 平

成24年度小野町水道事業会計予算まで9議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

鈴木事務局長。

[議会事務局長朗読]

◎議案第11号～議案第19号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

宍戸町長。

[町長 宍戸良三君登壇]

○町長（宍戸良三君） 議案第11号から議案第19号までの、平成24年度各会計当初予算9案件の提案理由のご説明を申し上げます。

はじめに、議案第11号 平成24年度小野町一般会計予算についてであります。歳入歳出の総額を40億1,500万円とするもので、平成23年度当初予算40億2,500万円に対し、1,000万円、0.25%の減となるものであります。

平成24年度当初予算の編成にあたりましては、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復旧・復興の取り組みを最優先と位置づけ、町民生活の回復に向けた取り組みを着実に進めるものとし、町民が安全で安心して暮らせる町の実現を目指し予算の編成を実施しました。

また、震災の影響で人口の減少、景気低迷等によって、町税をはじめとした財源確保が厳しい中、平成30年度を目標年次とする第四次小野町振興計画に掲げる町の将来像の早期実現に向けて、各基本目標の重点施策に対し、効率的・効果的に配分をいたしました。

また、財政規律の堅持に配慮しながらも、地域経済状況や雇用情勢に鑑み、町民の「笑顔とがんばり」が復活するよう、一定の投資的事業、雇用対策関連事業予算の確保を図りました。

歳入につきましては、町税収入におきまして、東日本大震災の影響等により、町税全体で、平成23年度対比9,619万6,000円、10.42%の減の8億2,674万3,000円を見込みました。特に固定資産税につきましては、東日本大震災の影響や固定資産税の評価基準の見直しにより、平成23年度対比1億804万5,000円、21.32%減の3億9,868万7,000円を見込みました。

地方交付税につきましては、平成24年度地方財政計画に基づき、23年度対比2,000万円、1.12%増の18億円を見込みました。

財政調整基金につきましては、東日本大震災に伴う大幅な税収減に対応するため、2億3,000万円の取り崩しを見込みました。

また、福島県市町村復興支援交付金要綱に基づき交付されました、基金として積立予定の小野町東日本大震

災復興支援基金から、復興支援にあてていく経費として3,470万円の取り崩しを見込みました。

町債につきましては、地方交付税額の不足分を補てんする臨時財政対策債におきまして、人口基礎方式分の減等算定方法の変更が見込まれるため、23年度対比1,200万円、5.13%減の2億2,200万円を見込みました。

また、一般公共事業債、臨時地方道路整備事業債、本年度被災した公共土木施設に係る災害復旧事業債、他に、国の予算等貸付金債として災害援護資金貸付金を見込み、町債全体で、23年度対比770万、3.1%増の2億5,640万円を見込みました。

歳出につきましては、平成23年度に対し増加した科目は、災害復旧費におきまして、公共土木施設の災害復旧工事費の計上により3,851万8,000円を見込み、民生費におきまして、障害者の自立支援の給付費、国民健康保険特別会計への繰出金等の伸びにより、23年度対比2,257万円、1.95%の増、土木費におきまして、町道道路改良工事、百目木・堀切線整備事業、右支夏井川河川改修関連事業費、公営住宅解体工事等の増により、23年度対比2,237万6,000円、12.28%の増、衛生費におきまして、ゲルマニウム分析装置の購入に係る経費等、23年度対比1,828万4,000円、3.38%の増となりました。

一方、減少した主な科目におきましては、教育費におきまして、小野中学校の建設事業費の減により、23年度対比6,265万4,000円、10.94%の減、議会費におきまして、議員定数の減に伴う議員報酬等の減により、23年度対比2,385万4,000円、22.04%の減、総務費におきまして、選挙費、情報化推進事業費等の減により、23年度対比2,685万5,000円、5.01%の減となっております。

次に、議案第12号 平成24年度小野町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を12億5,114万7,000円とするもので、平成23年度当初予算と比較すると4.5パーセントの減となるものであります。

歳入におきましては、国庫支出金3億6,439万7,000円、国民健康保険税につきましては2億9,414万9,000円の予算計上をいたすものであります。所得確定後に税率の本算定を行い、再度調整をするものであります。

歳出では、保険給付費で、23年度対比8.2パーセント減の7億4,765万円を見込むものであります。また、後期高齢者支援金等として1億7,621万4,000円、共同事業拠出金1億5,412万円を見込んだ内容であります。

次に、議案第13号 平成24年度小野町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を1億173万円とするもので、平成23年度当初予算と比較すると1.7パーセントの減となるものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料6,444万2,000円のほか、保険基盤安定繰入金等を見込むものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金9,619万6,000円のほか、保健事業費等を見込んだ内容であります。

次に、議案第14号 平成24年度小野町除染対策事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を4,719万2,000円とするもので、新年度新たに特別会計を設置するものであります。

歳入につきましては、主に国庫支出金に4,719万円を見込み、歳出におきましては、事業費に国庫支出金と同額の4,719万円を見込んだものであります。

次に、議案第15号 平成24年度小野町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出の予算の総額を9億5,796万6,000円とするもので、平成23年度当初予算と比較すると0.6パーセントの増となるものであります。

歳入につきましては、介護保険料1億5,876万2,000円のほか、国庫支出金、支払基金交付金等を見込むものであります。

歳出では、保険給付費は8億7,866万円のほか、総務費、地域支援事業費等を見込んだ内容であります。

次に、議案第16号 平成24年度小野町介護保険サービス事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を385万3,000円とするもので、平成23年度当初予算と比較すると10.3パーセントの増となるものであります。

歳入については、介護予防サービス計画収入を見込み、歳出では、介護予防サービス計画費、介護保険特別会計への繰出金を見込んだ内容であります。

次に、議案第17号 平成24年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を1億604万3,000円とするもので、平成23年度当初予算と比較すると39.7パーセントの減となるものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金に2,011万1,000円を見込み、国庫支出金に2,362万1,000円を見込み、歳出におきましては、施設管理費に488万円、施設整備費に8,829万5,000円を見込んだものであります。

次に、議案第18号 平成24年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を309万1,000円とするもので、平成23年度当初予算と比較すると0.3パーセントの増となるものであります。

歳入につきましては、文化体育振興基金繰入金等に303万9,000円を計上するほか、寄付金等を見込んだ内容であります。

歳出では、基金造成積立金、文化振興事業及び体育振興事業費を見込んだ内容であります。

次に、議案第19号 平成24年度小野町水道事業会計予算についてであります。収益的収支におきましては、収入1億4,996万5,000円、支出1億4,809万5,000円と定め、資本的収支におきましては、収入923万8,000円、支出1億763万円とするものであります。

収益的収支の主な内容につきましては、収入につきましては、水道使用料、他会計補助金等を見込み、支出では、給水費・人件費・減価償却費等の営業費用及び企業債償還利息等の営業外費用を計上する内容であります。

次に、資本的収支につきましては、収入におきましては、工事負担金、国庫補助金を見込み、支出では、建設改良費、営業設備費、企業債償還金等を見込んだ内容であります。

なお、収入額が支出額に対し不足する額9,839万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填をする内容であります。

以上、議案第11号から議案第19号までの、平成24年度各会計当初予算9案件につきましてご説明申し上げましたが、いずれも真に必要な予算であります。

なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくご説明申し上げます。

◎議案第11号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第11号 平成24年度小野町一般会計予算について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第11号について質疑を終わります。

◎議案第12号～議案第19号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第12号 平成24年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第19号 平成24年度小野町水道事業会計予算まで8議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第19号までの8議案について質疑を終わります。

◎議案第20号～議案第23号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第21、議案第20号 小野町東日本大震災復興支援基金条例についてから日程第24、議案第23号 小野町暴力団排除条例についてまで4議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

鈴木事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第20号～議案第23号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

宍戸町長。

[町長 宍戸良三君登壇]

○町長（宍戸良三君） 議案第20号から議案第23号までの条例制定4案件の提案の理由についてご説明を申し上げます。

まず、議案第20号 小野町東日本大震災復興支援基金条例についてであります。本案は、福島県市町村復興支援交付金を管理するため、地方自治法第241条第1項に基づき、小野町東日本大震災復興支援基金の創設を目的とするものであります。

内容といたしましては、東日本大震災からの復興に向け、地域の実情に応じたきめ細かな取り組みを行うために交付されました福島県市町村復興支援交付金につきまして、基金積み立てを行い、5年から10年を目途に、大震災からの復興に係る事業、復興に係る特別な財政需要に、基金の取り崩し額を財源に対応するものであり、公布の日から施行したいものであります。

次に、議案第21号 小野町介護保険財政安定化特例基金条例についてであります。本案は、福島県が介護保険財政安定化のため管理している福島県財政安定化基金の一部が、市町村に特例交付金として交付されることから、介護保険法附則第10条第2項に基づき、交付金を管理する、小野町介護保険財政安定化特例基金の創設を目的とするものであります。

内容といたしましては、県内各市町村が拠出を行った福島県財政安定化基金につきまして、近年残高が過大となっており、福島県が各市町村にその一部を交付し、町は、交付金を基金に積み立て、介護保険給付費が増大した場合に、その一部を財源に充当することにより、介護保険料の上昇抑制を図るものであり、平成24年4月1日から施行したいものであります。

次に、議案第22号 小野町除染対策事業特別会計設置条例についてであります。本案は、小野町除染対策事業特別会計の設置に対し、必要な事項を定めるものであります。

内容といたしましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う環境放射能を除去するために実施する除染事業の円滑な運営と、経理の適正化を図るため、地方自治法第209条第2項の規定により特別会計を設置し、平成24年4月1日から施行したいものであります。

次に、議案第23号 小野町暴力団排除条例についてであります。本案は、全国的な暴力団排除の動きの中、福島県においても、平成23年7月1日より福島県暴力団排除条例が施行されたことから、当町においても、安全で平穏な町民生活、健全な経済活動の発展を目的に制定したいものであります。

概要といたしましては、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを旨として、連携・協力の下に、社会全体で暴力団排除を推進することを基本理念とし、町及び町民等の責務、暴力団の排除に関する基本的施策、少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を規定するものであり、平成24年4月1日から施行したいものであります。

以上、議案第20号から第23号までの条例制定4案件につきましてご説明を申し上げましたが、町政執行上重要な案件であります。

なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

◎議案第20号～議案第23号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第20号 小野町東日本大震災復興支援基金条例についてから議案第23号 小野町暴力団排除条例についてまで4議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第23号までの4議案について質疑を終わります。

◎議案第24号～議案第29号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第25、議案第24号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第30、議案第29号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまで6議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

鈴木事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第24号～議案第29号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第24号から議案第29号までの条例の一部改正6案件の提案の理由についてご説明を申し上げます。

はじめに、議案第24号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会情勢等の動向を踏まえ、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償につきまして、所定の改正を行うものであります。

概要といたしましては、死亡を除き、議会議員の退職にあたっては、退職したその日までの報酬を支給する

こと、禁固刑に処せられ失職したなどの議員について、期末手当の支給制限を行うこと、刑事事件に起訴された議員、在任期間中の行為により刑事事件で逮捕された議員について、期末手当の支給の一部差し止めを行うこと等を規定し、その他所定の条文を整理するものであり、公布の日から施行したいものであります。

次に、議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は平成23年度福島県人事委員会勧告に準拠し改正を行うものであります。

内容といたしましては、石油価格の高騰を踏まえ、町職員の通勤手当につきまして、その支給月額上限を1,900円引き上げるもので、平成24年4月1日から施行したいものであります。

なお、通勤距離の区分に応じた支給月額につきましては、職員の給与の支給に関する規則の一部改正により所定の整理を行うものであります。

次に、議案第26号 小野町税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、経済社会の構造変化に対応した税制につきまして、地方税法が改正されたこと等に伴い、所定の改正を行うものであります。

概要といたしましては、平成26年度より平成35年度までの個人の町民税に限り、均等割の標準税率につきまして500円を加算すること、現行のたばこの税率を1,000本につき644円引き上げること、旧三級品の紙たばこにかかるたばこの税率を1,000本につき205円引き上げること、固定資産税第1期の納期を、現行の4月より5月に改めること等であり、公布の日、或いは平成25年1月1日及び平成25年4月1日から施行したいものであります。

次に、議案第27号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、小野町の子ども医療費助成につきまして、現行の15歳から18歳に医療費無料化を拡大したいため、国民健康保険に加入している子どもにつきまして、所定の改正を行い、平成24年4月1日より施行したいものであります。

なお、社会保険に加入している子どもにつきましても同様の規則の改正を行い、4月1日より施行したいものであります。

次に、議案第28号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成24年度より平成26年度までの第5期介護保険事業計画期間における介護保険料につきまして、第1号被保険者の増加、介護報酬の改定、施設サービス及び居宅サービスの増等の要因により引き上げを行いたいものであります。

内容といたしましては、介護保険第1号被保険者の保険料につきまして、基準月額を「4,220円」から「4,400円」に改定し、これに伴い、6つある各所得段階における保険料年額の改定を行うものであり、平成24年4月1日より施行したいものであります。

次に、議案第29号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令」の施行に伴い、当該条例を改正するものであります。

概要といたしましては、町営住宅の入居収入基準、裁量階層の対象、整備基準につきまして、従前、国土交通省令等を引用しておりましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の一部施行により、当該政令が3月末日をもって廃止されますが、平成24年度末における本条例への規定までの経過措置として、廃止される政令に暫時準拠することとし、所定の改正を行うものでありまして、平成24年4月1日より施行したいものであります。

以上、議案第24号から議案第29号までの条例の一部改正6案件につきましてご説明を申し上げましたが、町政執行上重要な案件であります。

なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして提案の説明といたします。よろしくようお願いを申し上げます。

◎議案第24号～議案第29号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第24号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから
議案第29号 小野町公営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまで6議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第29号までの6議案について質疑を終わります。

◎議案第30号～議案第41号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第31、議案第30号 職員に対する特別ほう賞に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第42、議案第41号 小野町文化財保護条例の一部を改正する条例についてまで12議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

鈴木事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第30号～議案第41号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第30号から議案第41号までの条例の一部改正12案件の提案の理由につきまして説明を申し上げます。

議案第30号 「職員に対する特別ほう賞に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第41号 「小野町文化財保護条例の一部を改正する条例」までにつきましては、各案件それぞれにつきまして、上位法令等の改正により、条文、条項の引用、名称引用及び諸般の条文整備など各種整理が必要なことから、各条例の文言について所定の改正を行うものであり、公布の日から施行したいものであります。

以上、議案第30号から議案第41号までの条例の一部改正12案件につきましてご説明を申し上げましたが、町政執行上重要な案件であります。

なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長に説明をいたさせますので、慎重ご審議のうえご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議案第30号～議案第41号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第30号 職員に対する特別ほう賞に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第41号 小野町文化財保護条例の一部を改正する条例についてまで12議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第41号までの12議案について質疑を終わります。

◎議案第42号の上程

○議長（村上昭正君） 次に、日程第43、議案第42号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

なお、本人より一身上の事件につき退席の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

〔代表監査委員退席〕

○議長（村上昭正君） 事務局長に朗読させます。

事務局長。

鈴木事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第42号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第42号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、本年3月31日をもって任期満了となる現委員であります、大字小野新町字中通129番地、先崎福夫氏を、当町の行政運営に対して、引き続き適切な監査にご尽力いただきたいため、再度、小野町監査委員として任命いたしたく、地方自治法第196条の第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、平成24年4月1日から4年間となるものであります。

以上、議案の説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、副町長以下、担当課長に説明をいたさせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第42号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第42号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第42号について質疑を終わります。

◎議案第42号の討論、採決

○議長（村上昭正君） 次に、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

お諮りいたします。議案第42号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第42号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

先崎福夫代表監査委員の入場を求めます。

〔代表監査委員入場〕

○議長（村上昭正君） ただいまの人事案件の結果について申し上げます。

原案のとおり全員賛成により同意されたことを報告いたします。

◎議案第43号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第44、議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

鈴木事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第43号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

宍戸町長。

〔町長 宍戸良三君登壇〕

○町長（宍戸良三君） 議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、本年6月30日をもって任期満了となる現委員であります、大字小野新町字槻木内75番地の2、佐藤信之氏を、基本的人権の擁護、人権思想の高揚のために、引き続きご尽力いただきたいため、再度、人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、委嘱された日から3年間となるものであります。

以上、議案の説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、副町長以下、担当課長に説明をいたさせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第43号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第43号について質疑を終わります。

◎議案第43号の討論、採決

○議長（村上昭正君） 次に、討論を省略し採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて適任とする意見に賛成する議員の
起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第43号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とする意見に
決定いたしました。

◎議案第44号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第45、議案第44号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

鈴木事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第44号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

宍戸町長。

[町長 宍戸良三君登壇]

○町長（宍戸良三君） 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本案は、町の公の施設であります「小野町老人デイサービスセンター」につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、平成24年4月1日より指定管理者の指定を行いたいものであります。

内容といたしましては、平成18年度より6年間、当該施設の指定管理者として適切に当該施設を管理運営している、社会福祉法人小野町社会福祉協議会に、小野町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、指定管理者の候補者を選定したものであります。

以上、議案の説明を申し上げましたが、なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長に説明をいたさせていただきますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

◎議案第44号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第44号について質疑を終わります。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（村上昭正君） 日程第46 予算審査特別委員会の設置を議題といたします。

特別委員会の設置については、お手元に配付の議長発議第1号のとおり設置することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第3号 平成23年度小野町一般会計補正予算（第8号）から日程第20、議案第19号 平成24年度小野町水道事業会計予算までの17議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員

会を設置し、これに付託し審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第19号までの17議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会の委員の選任

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、1番、会田明生議員、2番、吉田康市議員、3番、竹川里志議員、4番、宗像芳男議員、5番、田村弘文議員、6番、籠田良作議員、7番、宇佐見留男議員、8番、水野正廣議員、9番、遠藤英信議員、10番、佐強登議員、11番、久野峻議員を指名いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員はただいまの議長指名のとおり選任することに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会の正・副委員長の選任

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の正・副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会の互選となっておりますので、暫時休議し、その間に特別委員会で選任していただきたいと思います。

暫時休議といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時30分

○議長（村上昭正君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 諸般の報告を行います。

予算審査特別委員会の正・副委員長の選任について、委員長に遠藤英信議員、副委員長に水野正廣議員が互選されました。

以上申し上げまして報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第47、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議がありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第48、請願・陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時32分